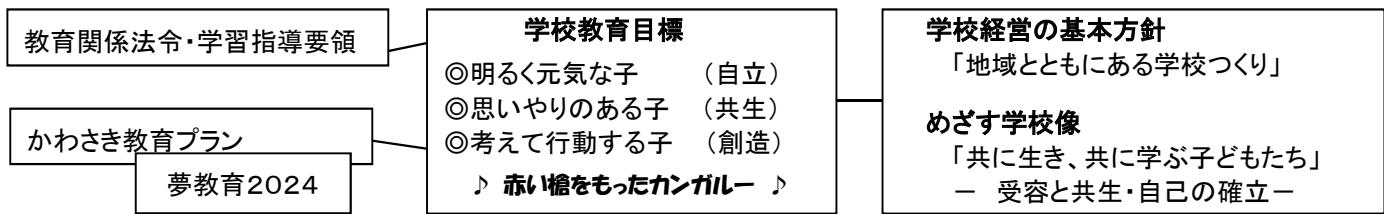


# 令和6年度 川崎市立吉川小学校 いじめ防止基本方針



## 今年度の重点課題

- \*きめ細やかな学習支援・児童支援
- \*学習指導要領の確かな実施
- \*体力の向上
- \*防災・安全対策の充実
- \*GIGAスクール構想の適切な推進
- \*SDGsへの対応

## 学校経営の6つの柱

危機管理

地域連携

児童支援

特別活動

校内研究

学習指導

## 今年度の重点目標

<b>安全安心な学校づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>様々な想定の防災訓練の計画</li><li>個人情報に関する教職員の意識の向上</li></ul>	<b>地域とともにある学校づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>地域との連携・協働</li><li>学校運営協議会の効果的・効率的な開催</li></ul>	<b>楽しい学校づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>望ましい関係づくりの支援</li></ul>	<b>子どもが主体の学校づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>子どもたちの創意ある活動をめざし自主性を育む</li></ul>	<b>主体的・対話的で深い学び</b> <ul style="list-style-type: none"><li>みんなの「なるほど!」「わかった!」につながる学習過程の充実</li></ul>	<b>わかる授業・楽しい授業づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>学習に楽しく取り組むことができる子の育成</li></ul>
---	---	--	--	--	--

## ★重点目標に向けた具体的な取組

<b>大切な命を守ろう</b> <ul style="list-style-type: none"><li>様々な想定の防災訓練を計画し、実践する。</li><li>個人情報に関する教職員の意識の向上を図る。</li></ul>	<b>学校運営協議会を充実させよう</b> <ul style="list-style-type: none"><li>学校教育推進会議委員との意見交流による学校運営の見直し</li><li>学校運営協議会への児童の参加</li><li>学習活動・クラブ活動等における地域人材の活用</li><li>学校教育目標の「赤い槍をもったカンガルー」を地域と共有した連携・協働</li></ul>	<b>自分もまわりの人も大切にしよう</b> <ul style="list-style-type: none"><li>自尊感情を高める支援</li><li>きまりを守り、周りのこと・周りの人のことを考え行動できる子の支援</li><li>思いやりの気持ちをもてる子の育成</li><li>コーディネーター やカウンセラーとの連携</li><li>いじめ対策委員会の実施</li></ul>	<b>主体的・協働的に活動しよう</b> <ul style="list-style-type: none"><li>係活動や実行委員会、学級会の充実</li><li>代表委員会を中心とした自主的な児童会活動</li><li>掲示板、朝会等を活用して委員会の取り組みを発信</li><li>クラブ活動をはじめとする、異学年での交流活動の充実</li></ul>	<b>みんなの「なるほど!」「わかった!」につながる学習過程の充実をめざして</b> <ul style="list-style-type: none"><li>「学び合い」の土台となる「認め合い」の姿に向けてお互いの考えを共有する場面を大切にする</li><li>生きてはたらく「知識・技能」、未知の状況でも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう人間性の涵養」をめざす</li><li>①単元構想の工夫</li><li>②数学的な見方・考え方を意識した学習活動</li></ul>	<b>家庭と連携して学習定着をめざそう</b> <ul style="list-style-type: none"><li>共通理解を図りながら進める家庭との連携・協働</li><li>GIGAスクール構想をはじめとする教育活動のデジタルトランスフォーメーションへの対応</li></ul>
--	--	--	--	--	---

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起りうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人一人の児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含みます。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人一人を大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくために、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人一人の児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童一人一人が生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができます。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④ 児童の自浄力を育てます。

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

#### ⑤ 情報モラル教育を推進します。

情報を適切に利用することや保護することの大切さについて理解を深められるように支援します。昨今のゲーム、携帯電話、スマートフォン、インターネット、SNS利用に伴う児童間トラブルの急増を踏まえ、保護者に対しても啓発を行います。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。とくに、登

下校時の様子や休み時間の過ごし方、放課後の様子について把握し、指導にいかしていきます。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。担任と支援教育コーディネーター、養護教諭が連携し、相談体制を構築します。

③ 定期的に「学校生活についてのアンケート」と共生・共育プログラムの「効果測定」を実施します。

「効果測定」と「学校生活についてのアンケート」を年2回ずつ実施します。児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。「効果測定」と「学校生活についてのアンケート」を同時期に実施し、その結果をもとに「児童理解のための学年会」で検証し、いじめの早期発見につなげます。

また、いじめ、およびいじめにつながる内容を把握したときは、児童からの聞き取りを行います。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置（※対策会議の組織・役割分担については 下欄を参照）

① ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報が入ったときには、迅速にケース会議を立ち上げます。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの未然防止、早期発見、認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）を行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

【いじめ防止についての対策会議の位置づけと主な役割】

「効果測定」と「学校生活についてのアンケート」を実施（年2回）



学年会（児童理解のための学年会）で検証



「対策会議」で情報の共有と対応策の立案



全教職員でいじめへの対応

「対策会議」が中心となる日常的な活動

- ・代表委員会との連携によるいじめ防止に向けての活動
- ・人権尊重・共生担当による効果測定の実施と情報共有と対策

【いじめ発生時の対策会議の主な役割】

いじめを最初に認知した者（いじめの疑いを感じた者）



担任・学年主任・当該学年の担任・校長・教頭・支援教育コーディネーターでケース会議を立ち上げ  
情報収集と情報共有、

（当該児童のクラブ活動担当・委員会活動との情報共有）



「対策会議」で情報共有と対応策の立案



全職員でいじめへの対処

※担任とともに「対策会議」が対応していく。

#### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあったときは、全職員に周知し、多方面からの的確、迅速に対応します。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

##### ① いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

##### ② いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかつたのか、どうしたらよかつたのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

##### ③ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

##### ④ 保護者への対応

- いじめに係した児童の保護者には、迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策会議 組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の組織】

「対策会議」の構成・・・いじめ防止対策・いじめ認知後すみやかに設置

校長、教頭、( ) ( ) 教務主任 ( ) 児童支援部総括 ( )

支援教育コーディネーター ( )

児童指導担当 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

養護教諭 ( )

人権尊重・共生担当 ( ) ( )

いじめられた児童の担任、いじめた児童の担任、当該学年の学年主任、当該学年の専科担当  
必要に応じて

各学年主任〈上記以外〉 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

スクールカウンセラー（巡回派遣）

スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・( )
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・( )
- ・いじめ防止指導研修の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・( )
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・( )
- ・人権教育・共生＊共育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・( )
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・( )
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・( )

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・教育相談の体制・・・・・・・・・・・・( )
- 1年・・・・・・・・( ) 2年・・・・・・・・( )
- 3年・・・・・・・・( ) 4年・・・・・・・・( )
- 5年・・・・・・・・( ) 6年・・・・・・・・( )
- センター級・・・・( )
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・( )

・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・( )

【児童・保護者・地域との連携】

・児童会・代表委員会との連携・・・・・・・・・・・・( )

・P T A校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・( )

・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・( )

【関係機関との連携】

・警察との連携・・・・・・・・・・・・( )

・児童相談所との連携・・・・・・・・( )

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・児童支援部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針・重点目標の確認</li><li>・構成員の確認・役割分担</li><li>・年間指導計画確認</li><li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組について年間計画（人権尊重・共生担当）</li><li>・教育相談日の設定</li></ul>
5	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li><li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容の検討</li><li>・いじめ防止に向けた取組（5月～6月）（児童会・代表委員会）</li></ul>
6	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li><li>・第1回学校生活についてのアンケート・第1回効果測定の実施 →児童理解のための学年会→「対策会議」</li></ul> <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→代表委員会によるいじめ防止のプロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報モラル教室の実施（SNS・携帯・スマートフォン）</li></ul>
7	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li><li>・対策会議の開催（全学年の情報及び指導・支援状況の共有）</li><li>・個人面談週間の実施</li><li>・夏休み期間中の対応確認</li></ul>
8	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li><li>・児童支援に関する研修の実施</li><li>・情報モラル研修—SNS利用による児童間トラブルの対処等について—</li></ul>
9	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li><li>・前期の反省とまとめ・後期の具体的な取組の確認</li></ul>
10	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li><li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容の検討</li></ul>
11	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li><li>・第2回学校生活アンケート・第2回効果測定の実施 →児童理解のための学年会→「対策会議」</li></ul>
12	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li><li>・教育相談週間の実施</li></ul>

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li> <li>対策会議の開催（全学年の情報及び指導・支援状況の共有）</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li> <li>来年度に向けての基本見直し</li> <li>今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul> <p>【学校体制振り返り月間】の取組 (具体的な内容→学校運営協議会で代表委員会によるいじめ防止の取組成果の報告と意見交流)</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童指導担当）</li> <li>来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

その他、学校生活についてのアンケートの結果やいじめ発生時に応じて、「対策ケース会議」が朝会等で指導する。

### ◎本校のいじめ防止に向けた取組

#### 児童の自主性を高める取組

##### [啓発活動]

- 毎月の生活目標による意識づけ
- 人権教育週間での取組
- 全校児童集会での呼びかけ
- 代表委員会によるいじめ防止に向けた活動 集会 ポスター制作・掲示等
- 代表委員会計画のあいさつ運動

##### [交流活動の活性化]

- 縦割り活動（6年生による1年生のお手伝い）
- 地域教育会議 こども会議
- 四校連、小中連携活動
- 町内会・子ども会など地域行事での交流活動

#### 保護者の取組（PTA活動）

- 広報誌での呼びかけ
- 毎朝の登校指導（旗当番）等の見守り活動

#### 地域住民の取組

- 地域での見守り活動
- 塚越踏切見守り活動
- 塚越踏切での地域交通安全員（4名配置）の活動
- 地域での登下校の見守り
- 幸区青少年補導員による登校時の正門見守り活動

#### その他の取組

- 幸警察による塚越踏切交通安全指導
- 県警相談保護センターとの連携
- 南部療育センターとの連携
- 児童相談所との連携